

令和8年5月11日

保険調剤薬局様 各位

社会医療法人栗山会 飯田病院  
病院長 原 栄志

## 院外処方せんの疑義照会における簡素化プロトコルについてお願い

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省は医療スタッフ間の協働・連携によるチーム医療を推進しております（厚生労働省医政局長通知 医政発 0430 第1号）。現在多くの医療機関では、保険薬局からの院外処方せん疑義照会について、施設内で協議、対応を決定し、地域薬剤師会または各保険薬局との合意のもと、疑義照会を簡略化し、薬剤師の裁量で変更調剤を行っています。

当院におきましても、処方医師の診療時間の確保と保険薬局における患者の待ち時間の軽減、さらに適正な薬物療法の推進に寄与できると考え、下記の通り、飯田病院における「院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始させていただきます。

なお、本件に関するお問い合わせ先は、薬剤科となります。

### 記

- 以下について、疑義照会を簡略できます。
  - ① 成分・用法・用量が同一の銘柄・剤形・規格変更
  - ② 軟膏・湿布の用量規格変更
  - ③ あきらかな用法の違いの用法変更
  - ④ 漢方製剤の「食後」処方
  - ⑤ 一包化調剤
  - ⑥ 残薬調整のための投与日数の短縮
  - ⑦ 週1回・月1回投与などの薬剤で処方日数の適正化
  - ⑧ 「隔日服用」・「服用曜日」の指示された薬剤の処方日数適正化
  - ⑨ 薬歴で以前処方されていた配合剤への変更
  - ⑩ 投与期間制限のある薬剤の日数などの変更
- 保険薬局様と合意書を締結することを必須といたします。本取り組みへの参画をご希望される処方せん応需保険薬局様は、薬剤科 TEL:0265-22-5150（代）までご連絡ください。本プロトコルの詳細に関しましては、合意書を締結する際に説明いたします。
- 本プロトコルに基づき処方変更、変更調剤をした際には、「処方変更報告書」に変更内容を記載し、原則として処方せん受付当日中に、薬剤科メールアドレスへのご報告をお願いいたします。
- 本プロトコルに適用しない疑義照会や緊急性の高い疑義照会に関しましては、従来通り、診療科の外来まで電話にてお願いいたします。
- 「残薬調整等に関する服薬情報提供書」についての運用に変更はありません。

以上